

指定相談支援事業所むゆる館



計画相談支援ってなに？

ケアマネージャー（介護保険）の障害福祉バージョンです。

障がい者総合支援法に基づき支援を行います。障がい福祉サービスを利用するためには、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を石垣市に提出する必要があります。計画相談支援はその計画書を作る役割を担っています。



指定相談支援事業所むゆる館の事業

① 石垣市障がい者相談支援事業（通称：委託相談）

石垣市と委託契約を結んでいます。福祉サービスにつながない人の相談を受けます。委託相談支援事業所として石垣市自立支援協議会の事務局を担い、運営に携わります。

② 指定特定相談支援事業

成人（身体・知的・精神）の計画相談支援を行います。

③ 指定障害児相談支援事業

児童の計画相談支援を行います。

④ 地域移行支援（一般相談支援事業）

病院からの退院や施設などからの退所を希望し、地域で生活を始めたい人を支援します。

⑤ 地域定着支援（一般相談支援事業）

地域で1人で生活している方などの見守りや電話相談、緊急かけつけなどを行います。



利用の流れ

1 相談

まずは電話などでご相談ください。

2 申請

市役所に申請を行います。

3 契約・計画案作成

相談員が詳しくお話を聞き、
サービスを利用するための
計画案を作ります。

4 サービス開始

サービス利用開始です。
相談員が定期的に
面談をします。

例えば…

「フルタイムは難しいけどちょっとでも作業所みたいなところで働きたい！」

「車いすだから買い物に行ったり家の中を掃除するのが難しい…」

「子どもが発達障害かもしれない。何かサービスが使えるかしら？」

こんな相談もお受けできます！ お気軽にご相談ください！

開所時間

月～金 9:00～17:00

〒907-0004

石垣市字登野城927-30 新田アパート1階

TEL 0980-83-9226